

重要インフラ防護のための情報セキュリティ対策について、「第二次行動計画」を点検。早急に取り組を強化・補強すべき項目を行動計画に反映するとともに、当該計画期間を平成25年度まで延長。

重要インフラ専門委員会における検討

平成24年2月9日

第27回専門委員会

- ・施策の推進状況の点検
- ・早急に強化・補強すべき点についての議論

平成24年3月21日

第28回専門委員会

- ・行動計画改訂(案)の審議

(行動計画への反映を行うに当たっての分類)

- (1) 早急に行動計画に反映することが必要な部分として例示した3項目における具体的な強化・補強点
(政策会議において強化・補強が必要であると例示した項目)
 - ① BCP等の充実
 - ② 環境変化を踏まえた安全基準の改善
 - ③ 情報共有体制の強化
- (2) (1)に掲げる項目に関して、早急な対応を要しないが、行動計画上強化・補強することが必要な点
- (3) その他、中長期的に検討が求められる点

行動計画の改訂（案）と具体的な対応

項目

行動計画の改訂

具体的な対応（平成24年度）

1. BCP等の充実

BCP関連の記述を修正・追加

(Ⅱ 1. (1) 指針の継続的改善)

「安全基準等の策定に当たっての指針」
または「対策編」に、通信途絶時の
対策等IT-BCPに関する項目を追記

2. 環境変化を 踏まえた安全 基準の改善

対策が求められる例として「標的
型攻撃」、「制御システムへの攻
撃」を追加

(Ⅱ 1. (2) 安全基準等の継続的改善)

攻撃の動向、情報システムの変化等の
環境変化への安全基準の対応状況を
精査※

※必要に応じて「指針」または「対策編」に必要な項目を追加するとともに、国際標準に準拠した評価認証機関の活用またはセキュリティ検証施設の活用等制御システムのセキュリティ評価・検証を容易にするための方策を追加。

3. 情報共有 体制の強化

重要インフラ事業者等と政府機関
等の密接な意見交換や事業者にも
役立つ情報の共有等、取組みを具
体的に追加

(Ⅱ 2. (4) セプターカウンシル)

セプターカウンシルにおいて、システムの
運用状況の客観的判断材料等事業者間で
共有可能な情報の追加を具体的に検討

(備考: 中長期的な検討項目)

- ・更なる情報共有に求められる要件とその実現の仕組み
- ・事業者等における人員の確保、育成及び活用
- ・システム調達から廃棄までの全体のライフサイクルを踏まえた情報セキュリティ対策
- ・ネットワークを含めたシステムの高度化・複雑化により生じる技術面での環境変化への対応
- ・防護対策を破られた場合の対策

等

その他

その他、関係法令の改正等に伴う項目について(法案が成立した場合の行動計画上の改訂)

(1) 情報公開法の改正に伴う修正

行動計画 別添:情報提供・情報連絡について 3(4)連絡された情報の取扱いに関する考え方

「第5条第2号ロに規定する情報(任意提供情報)として取り扱うものとする。」

⇒「第5条2号に規定する「正当な利益を害するおそれがあるもの」として取り扱うものとする。」

(2) 原子力規制庁の設置に伴う修正

行動計画 I 1. (7)関係主体 において、「重要インフラ所管省庁」に関する記載の修正。

※ 政令、施行規則が明確になった段階で記載ぶりを決定する。

なお、別添2の記載についての変更があり得る。

上記(1)(2)のいずれも法令の改正に伴うものであるため、改正の時期と第2次行動計画決定の時期により、改めて重要インフラ専門委員会を開催せずに改正を決定することがある。